

第 4 9 号 議 案

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用
スペース管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

亀岡市自転車等駐車場条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 5 号）及
び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例（平成 2 8 年亀岡市条例第
4 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 2 月 2 4 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用
スペース管理条例の一部を改正する条例

（亀岡市自転車等駐車場条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市自転車等駐車場条例（平成 1 7 年亀岡市条例第 4 5
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 の 表 中

「
亀岡市追分町谷筋 4 番、4 番 3、7 番、7 番 3、
7 番 4、1 1 番、1 1 番 2、1 2 番 2、1 3 番 2
及び 1 3 番 3
」

を

「
亀岡市亀岡駅北一丁目 1 0 0 番 2 6 及び 1 0 0 番
2 8
」

に改める。

(亀岡市 駅前送迎用スペース管理条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市 駅前送迎用スペース管理条例 (平成 2 8 年 亀岡市 条例第 4 5 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

| |
|------------------|
| 亀岡市 追分町 谷筋、一本木地内 |
|------------------|

 」

を

「

| |
|-----------------------|
| 亀岡市 亀岡駅北一丁目 1 0 0 番 3 |
|-----------------------|

 」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用
スペース管理条例の一部を改正する条例案要綱

1 亀岡市自転車等駐車場及び亀岡市駅前送迎用スペースの位置を
次のとおり改正すること。

(1) J R 亀岡駅北口自転車等駐車場

| | |
|-----|--------------------------------------------------------|
| 現 行 | 亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、 11番、11番2、12番2、13番2及び13番3 |
| 改正後 | 亀岡市亀岡駅北一丁目100番26、100番28 |

(2) J R 亀岡駅北口送迎用スペース

| | |
|-----|-----------------|
| 現 行 | 亀岡市追分町谷筋、一本木地内 |
| 改正後 | 亀岡市亀岡駅北一丁目100番3 |

2 この条例は、公布の日から施行すること。